

太田市農業委員会に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

太田市長 清水 聖 義

太田市規則第38号

太田市農業委員会に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

太田市農業委員会に対する事務委任等に関する規則（平成17年太田市規則第175号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を削り、同条中第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。